

| | |
|------------------|---|
| Title | レヴィナスにおける唯一性を起点とした社会性について |
| Sub Title | De la socialité à partir de l'unicité chez Lévinas |
| Author | 村上, 晓子(Murakami, Akiko) |
| Publisher | 慶應義塾大学倫理学研究会 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | エティカ (Ethica). No.5 (2012.) ,p.81- 100 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20120000-0081 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

レヴィナスにおける 唯一性を起点とした社会性についてⁱ

村 上 瞳子

序に代えて

『存在とは別の仕方で、あるいは存在の彼方へ』（1974年）（以下『存在の彼方へ』）において、レヴィナスは、唯一者への関係としての「倫理」（l'éthique）と、各人の公平さをめざす客觀性としての「正義」（la justice）を區別し、前者が後者を創設するという枠組みを打ち出しているⁱⁱ。『全体性と無限』（1961年）においては、「正義」という語は他人の「顔」との対面という「倫理」の場面を指していた。しかるに、『存在の彼方へ』では、第五章で新たな主題としての正義論が導入される。そこでは、「倫理」を語ることの困難にまつわる言説一般の問題と関連して、「倫理」を裏切りつつ「政治」の次元にそれを反映させる配分的公正の原理として「正義」が描き出されている（AE203-204）。

「倫理」と「正義」の概念内容が区別立てられることにより、「倫理」に関する記述もまた別種の変容を被ることになる。例えば、『存在の彼方へ』では唯一性（l'unicité）概念が多用されているⁱⁱⁱ。このことは、一般的なもの同士の関係を扱う「正義」の配分的役割から「倫理」が切り離されることで、この概念が他人との唯一的関わりにのみ適用されるようになるという、ある種の純化とも言うべき事態を反映していると考えられる。この著作では複数の問題が同時に論じられているため、唯一性だけを切り出

してくることは困難であるが、晩年の論稿「唯一性について」（1986年）では、「倫理」という社会性こそが唯一者たちが成立する可能性そのものとの主張が前面に押し出されている。この論稿から透けて見えてくるのは、レヴィナスにおける唯一性が他人たちとの関係性を内に孕んでおり、その意味で彼言うところの「倫理」と重なり合うということである。

しかし、一般には、唯一性という語は、唯一無二であること、かけがえのなさを表現しており、一人として同じものはいないという個性の原理に基づいて考えられることが多い。その場合、唯一絶対であることと、社会の内に在り他人と関わっていることは、必ずしも連結しては考えられないと思われる。これらはいかにして結びつけられるのだろうか。本稿で追究しようとするのは、レヴィナスが唯一性と社会性を結びつける際のその論理である。両者の結びつきの内実を解明することで、「倫理」から「正義」への移行という問題についても考察の手掛かりが得られるのではないか、この想定の下に本稿ではレヴィナスにおける唯一性について考察していく。まずはこの概念が、個々人の個別性や各自の特性よりも唯一的なものを表現していることを確認し、唯一性が他人に関しては「他性」(*l'altérité*)と等しく、また自己の側では他人に対する「責任」(*la responsabilité*)の様態そのものであるとするその主張を明らかにしよう。その上で、唯一性が人間の社会性の根源にあるとするレヴィナスの着想の意義と限界を指摘したいと考えている。テキストとしては各種対談、著作も参照するが、論稿「唯一性について」を中心的に扱う。

第一節 個別性よりも各自性よりも唯一的なもの

先述したように、われわれの日常生活において、唯一性は各人の個性として捉えられることがある。しかし、各人が互いに異なっているという差異は、レヴィナスによれば「類の共通性を想定した相互的で純粹に論理的な否定性」(EN209)に過ぎない。確かに、各人に個性を認めるその考

えの背後には、人間性が遍く共有されているという前提が隠されているようと思われる。各個人は互いに独立した個体でありながら、人間として同等の権利を有してもいるからである（EN213）。この意味で、個性とは一定の共通項を背景に成立する差異性であり、真に唯一的なものではないといえる。ここで各個体は、人類の一例であるかぎりにおいて、個性をもつ人格とみなされうるからである。レヴィナスは、個人の権利を基礎づける法理論がこの「普遍者と個別者の論理」（EN211）に基づいていることに注意を喚起している。

しかし一方で、そうした発想は、権利を有する独立した個人で構成される人間集団から、人間ではないとみなされる者を除外し差別するような暴力を助長しかねないという問題点を含みもっている。例えば第二次世界大戦中には、ユダヤ人が民族として劣等とみなされ、市民権を剥奪されて集団殺害されるという恐るべき状況が生じた。日本にもかつては「非人」と呼ばれる階級が存在し、忌み嫌われ差別を受けてきたという事実がある。このように、個別者を一般的類に組み込むことで人間であるわれわれをそうでないものから区別する立場からは、排他的暴力が正当化される場合がある。こうした問題ゆえに、レヴィナスは、論稿「人間主義と無 - 起源」（1968年）において、なんらかの全体性を起点に人間性を規定する手法を非人間的な発想として退け、人間を唯一者として思考することを提倡している（HA77）。

レヴィナスによれば唯一者概念は、自他のあいだに成立する関係性を、個人が一つの全体へと参与するのとは別の仕方で思考することを可能にするものであるという。しかしながら、類や身分といった共通の属性を剥ぎ取られた唯一者たちを結びつける糸をどのように考えたらよいだろうか。この問い合わせに對し、自他が分離しつつも互いに類似しているとする発想を用いて答える立場がある。フッサールの『デカルト的省察』（仏語版 1931年）（§50. CM138-141）で示されるように、この立場では、自我の特性を別の身体のうちに投影することで、別の自我、すなわち他我の認識が可能

になるとされる。この場合、自我が唯一的構造を有しており、同じ構造が他人たちにも適用されるかぎりで、各人には唯一者の資格が与えられる。こうして唯一者間の交わりは、一集団への参与という形ではなく、互いの類似性に基づいて成立することになる。

この類比説を批判する際に、レヴィナスはしばしば『存在と時間』(1925年)における「各自性」(Jemeinigkeit) (SZ42) の規定を挙げている。1980年代に行われた二つの対談、「哲学、正義、愛」(1982年)と「他者、ユートピア、正義」(1988年)における発言を取り上げよう。それによれば、ハイデガーにおいて自我は、自らの存在とその死に対する特権的関わりによって唯一的なものとなる(EN257)。人間的自我の唯一性はここで、他の誰にも代わってもらうことのできない自らの生死を起点に考えられている。この場合、「その都度私のものである」(je meines) (SZ41) ような己の存在と関わっている様態としての「各自性」があらゆる他人たちのうちにみとめられるかぎりで、唯一者たちの社会が成立することになる。しかしレヴィナスによれば、この説においては、他人との共存は自己関係性の枠を出ない。というのも、「各自性」として存在する自我は、他人のための恐れや気遣いといった感情のすべてを、「自己にとっての／のための情動」(EN135) に置き換えて把握せざるをえないからである。ハイデガーの情動性理論によれば、他人の苦しみや痛みを自らのことのように感じるとしても、その共感は、自我がその立場にあれば感じるであろう苦しみや痛みを、類比的に他我に投影したものにすぎない。他人たちに対するいかなる関わりであれ、最終的には自我の自己に対する関係性に帰着させられてしまうのである(EN135)。

他人の唯一性は、このように、自己の唯一性を介して類比的に思考されうるものなのだろうか。各人の特性として思考されるとき、他人の唯一性はすでに唯一的なものでなくなってしまっているのではないだろうか。むしろ、いかなる想像も及びえず、私自身が有する構造には還元されえない他人の「他性」のうちにこそ、真の唯一性が存しているのではないか。

こうした考えからレヴィナスは類比説を退け、自他に共通の構造としての唯一性とは質の異なる、立場を交換しえない具体的他人の唯一性を、「他性」として思考しようとする。

他人の「他性」のうちに唯一性を見出すことで、レヴィナスの議論は、同型の個人の集合体としてではなく、自他の非対称性のもとに社会を構想するものとなる。例えば、あらゆる他人はその「他性」によって唯一的であるのに対し、自己の唯一性は初めから備わっているのではなく、他人と関わることで成立するとされている。各人の唯一性を想定する議論とは異なり、レヴィナスは、一般概念としての自我ならざるこの私（以下「私」と記す）の唯一性を、他人のそれとは別の仕方で規定しているのである。ここで唯一者間の交わりは、予めそれ自身で存立している唯一的自我が経験する事柄としてではなく、唯一的自我の成立に先立ち、それを支えるものとして捉えられている。つまり、他者とのあいだの社会性と自己の唯一性は密接に連関していることになる。この連関の内実を明らかにするために、次節では、他人との出会いによって「私」が唯一的なものとなる経緯を分析していこう。

第二節 他性としての唯一性と責任の動態における唯一性

レヴィナスにおいて、他人との関係は、他人がその不可侵性においてこの世界に「顔」として輝き出る事態として語りだされている。レヴィナスによれば、他人が「顔」として輝き出るやいなや、他人に関わる諸問題は自我に委ねられ、自我は、その者の不幸やその者のなした罪について、代わりに「責任」を負うことになってしまう（EN213）。この「顔」との関係は、通常の認識とは異なる「接近」という様態をとる。認識においては見ることも見ないことも自我の自由であるのに対し、「接近においては、接近する者自身、出会いの具体性のうちに属しており、対象化する眼差しに必要な距離を取ることも、その関係から逃れることも出来ない。」

(EN214) つまり「顔」は、対象化しえない不可視のものでありながら、意に反して主体を関係のうちに巻き込み、その関係を放棄する自由を残さないものと捉えられているのである。

対象化して知のうちに摂り込めないにもかかわらず、距離を取ることもできない状況は、他人の「他性」に対し「無関心ではいられないこと」(non-in-différence) (EN214) と名づけられている。この語は、他人とのあいだに差異があることを主体が無視しえないような状況、すなわち、他人がいかなる仕方によっても自己のうちに回収しえない全き他者であるからこそ、他人との関係から自由に離脱できず、傍観者の立場を取れないような状況を表現している。レヴィナスによれば、こうした関わりのうちで、他人の「他性」は「一つの類に属する諸個体の多様性のうちでの形式的・相互的で不十分な他性」ではなく、「いかなる類にも属さず、一切の類を超越する唯一者の他性」(EN214) と化している。つまり、他人に対し責ある主体として関係を結ぶことで、自我は他人の唯一性と何かわっていることになる。

レヴィナスによれば、相互に契約が結ばれる有限責任とは異なり、把握の枠組みを超える他者との切り離し難い結びつきのうちに負わされる「責任」には、いかなる限界も設けられない。つまり「顔」と出会うたびに、自我は他人に対し責ある者として関係のうちに巻き込まれ、限りなく増大する「責任」を負うことになる。そして、他の誰よりも万事と万人について責がある様態に置かれ、ついには万人の代わりにその不幸やその罪を引き受ける任務へと召喚されることになる。『存在の彼方へ』の言葉を用いるなら、主体はここで「自己のために存在するのではなく万人のために／の代わりに (pour) ある一存在」(AE184) として「身代わり」(substitution) と化している。レヴィナスは、「万人への責任」というこの極限的状況のうちで、各人の構造として一般的に規定されうる自我から、唯一的「私」への個別化が生じると述べている。

誰も万人の身代わりになる「私」の身代わりになることはできない。或いは類、種、個体といった形式論理学の階層構造にとどまって理解するなら、<自我> (Moi) から「私」 (moi) への個別化の過程で「高揚」が生じ、そこで「私」は隣人のために／代わりに (pour) あり、隣人に応えるべく任命されている。 (AE200)

つまり逆説的にも、「身代わり」の任務がこの「私」を代わりのきかない唯一者とするのである。「私」以外の誰にも代わってもらうことのできない任務に選ばれることで、自我は「責任および身代わりとして唯一であり、選ばれたものである代替不可能な主体」 (AE198) として個別化される (EN215)。この個別化は、先に各人の形式的差異について見たような、類と個体の論理にもとづく個性の付与とは質が異なるものである。確かに、個人の概念の根底にも、ある個体を他の個体から区別して統一性を与える個別化原理を見出すことが出来る (EN209)。例えば、類に属する個別者として互いに区別されることで、各人は自己同一の主体として定立される。このようにして定立された「実体の実体性」 (EN210) のうちで自存しているとき、自我はつねに主格にあり、自己のうちに安住しているといえる。

それに対し、「万人への責任」において、自我は唯一無二の任務に命ぜられた「私」の地位へと追放される。このとき唯一者「私」は、「万事と万人の責任を担うわれここに」 (me voici) (AE180-181) という言表において対格にある *me* によって表現されるという。再帰代名詞 *se* が動詞とともにその都度指定されるように、ここで「私」は、命令に応答する動態においてその都度生起させられるものの、その働きから独立には存続しえないものとなっている。耐えうる限界を超えて「責任」が課されるために、自我と自己との同一性が破られてしまい、それ自身で実体的に存立する個人としての自我は崩壊してしまうからである (AE239)。つまり、万人の身代わりになるよう命じられることで「私」は主格から解き放たれ、「告発された者／対格」 (accusatif) の地位に置かれるのである (AE228)。こ

うして主体は、身の休まる処をもたない被りの様態のうちに置かれることになる。

この極限的被りは、「責任」を受容し主体の能動性に転換することさえできない程に受動的なありかたとして、「受動性 - 能動性の二者择一の手前の受動性」(AE192) と呼ばれている。つまり「責任」は、自ら主体的に担うことも、引き受けることもできない程に受動的な仕方で課せられるのである。そのため、無限に競り上げられる過剰性の様態をとる「責任」は、自我の属性として記述しえないばかりか、ある主体の身に生じた経験としてすら語りえないものとなる。なぜなら「私」はもはや、その出来事を俯瞰して描写しうる主格の地位にはいないからである。そのため、自我から唯一者への移行という出来事は、自他の関係性として「他人たちのための／代わりの告発、迫害、責任といった倫理的な用語で記述される」(AE192) ほかない。このように、「私」の唯一性は、他人たちとの関わりのうちでのみ語られうるものであり、一般化しえないものであると言える。各々の個人や任意の自我ではなく、「責任」に選ばれる出来事のうちに身を持するこの「私」だけが唯一者と呼ばれうるからである。それゆえレヴィナスは、「私」の唯一性が、魂、人間、個人、といった類の特性と混同され、自他の相互性が復活することはないと言っている(AE201)。

以上、『存在の彼方へ』の議論を補いつつ、「責任」の動態において成立する自己の唯一性に関する記述を概観してきた。しかし 86 年の論稿では、「責任」に関するこうした記述の多くが省かれて、「責任」は唯一者たちへの「愛」として語られている。「愛」が「唯一者が可能になるための条件」(EN215) であると言われるとき、一見、これまでにみてきたような「責任」の徹底的受動性は「愛」の発露の能動性に置き換えられているようにも見える。しかしここで「愛」という語は、かつてレヴィナスがその排他的性格を批判していたような情愛^{iv}一般を指す広義の意味ではなく、「邪欲なき愛」(EN214) ともよばれる狭義の意味で用いられている。つまりこの語は、あくまで「責任」に対する応答としての他人への関わりを表

現しているのであって、「責任」なき感情の発露を表現している訳ではないのである。

レヴィナスが敢えて「愛」という語を用いたのは、「責任」が「単なる認識ではなく、愛と化した主体的なもの」(EN215)であることを表現するためであろうと考えられる。この「私」のみが「責任」を担うよう選ばれたということは、万人が認める客観的事実ではなく、既に他人との関わりのうちに巻き込まれてしまっている「私」にしか分からぬ「主体的な」事柄だからである。契約書に記されるような有限責任とは異なり、「責任」は、客観的には確証不可能なものである。レヴィナスは、この「私」の実存に関する主体的なものとしての「愛」においてのみ、「人間の権利が、愛される者の権利が、すなわち唯一者の尊厳が意味を獲得する」(EN214)と述べている。つまり他人の他性、すなわちその唯一性は、「責任」に応えて他人を愛する者として現に実存しているこの「私」によってのみ尊重されうるのであり、他なる人間が権利を有していることの意味もまた、何らかの概念的前提に基づいてではなく、この「私」の主体性によって初めて明らかになるのである。同様に、レヴィナスにおいては、自己の唯一性も、この他者への「愛」のうちでのみ意味をもつとされる。先に見たように、それは万人への「責任」の代替不可能性と同義なのであった。

しかし当然ながら、こうした非対称な図式に対して、われわれの道徳的経験はむしろ自他の対称性として記述されるのではないか、と感じる人もいるだろう。この点を指摘するために、対談「問いと応答」(1977年)で、「汝自身のように隣人を愛しなさい」(Lev.19:18)という隣人愛の掟が引き合いに出されたことがあった。それに対し、レヴィナスはまず、自分はそれ自体として既に存在している主体が経験するような「道徳的経験」(DVI144)を問題にしているのではないと述べている。レヴィナスは、自我が自らの存在に固執する仕方を「エゴイズム」(AE15 他)と呼び、こうした様態からの脱却を「倫理」と呼んでいる。そこで問題になるのは、文化的構築物としてのわれわれの道徳規範というよりもむしろ、「私」が

この世界に生きる様態そのもの、いわば実存としての人間の倫理性である。さらにレヴィナスは質問者が引用した聖句について、ブーバーとローゼンツヴァイクによるヘブライ語からの翻訳聖書を想起しつつ、それを「汝の隣人を愛しなさい、この業が汝自身である」あるいは「隣人へのこの愛、それこそが汝自身である」(DVI144)と訳し変えている⁶。この翻訳においては、自己を愛するように他者を愛するという黄金律が、他者への愛そのものが自己自身を構成するという内容に変化している。こうした聖書解釈からも、レヴィナスが「自己」を、他者への「愛」のうちに「責任」そのものが具体化した姿として捉えていることが浮き彫りになるように思われる。

これまで見てきたように、レヴィナスにおいて唯一者は、自我や意識といった一般名称としてではなく、関係のうちで唯一無二の様態に置かれる「私」という具体的なものとして捉えられていた。とはいえ、唯一者は「私」や「自己」と名指された時点で既に一般化されているのではないか、と問うことが出来る。われわれの言説においては、唯一的「私」は「普遍的なものの一特殊事例、自我という概念に属する私」(AE217-218)としてしか語りえないからである。それゆえ唯一者に関する言説は、ただちに自我主体一般に関する議論と混同され、後者に吸収されるように思われる。確かにレヴィナス自身も、「このような{唯一的な}「私」(je)も、まさに本論において提示されることで、すでに普遍的なものと化している」(AE218)と認めている。では、再び「普遍者と個別者の論理学」が回帰して、唯一者は個別者と混同されざるを得ないのだろうか。しかしレヴィナスは、回避しえない「責任」のうちで「われここに」と語る「私」は、まさにその一人称的語りにおいて、自らが概念化された途端に概念を逃れ出る唯一者であることを証言すると主張している。

代名詞は、発話する唯一者を既に隠蔽しており、ある概念に包摂するが、その唯一者の仮面あるいは人格／位格 (personne) しか指示しな

い。そして概念から逃走する「私」(le *je*)、つまり第一人称で語る、名前では絶対に置き換えることのできない「私」(…)はその仮面を打ち棄てる。(…)ここで唯一性が意味するのは、逃れたり代わってもらうことの不可能性であり、そのことのうちに、私 (*je*) の再帰そのものが仕組まれている。(AE95)

先述したように、唯一者「私」とは、他の誰にも代わってもらうことのできない唯一無二の任務へと呼びだされることのうちで、唯一的なものとして個別化される者の謂いであった。この自己の唯一性は、他人の「身代わり」となる「責任」から切り離しては思考されえないものである。そのため、唯一者の動態が代名詞に代表させられ、人格に帰属させられるとしても、それは「言語の誤用」(AE94)にすぎない。レヴィナスによれば、「責任」の動態のうちで「私」はその都度一人称として立ち上がり、絶えず唯一者として再帰するのである。以上から、唯一性が関係性としてしか思考しえないもので、実体としての範疇化を拒むものであることが明らかになった。これを踏まえ次節では、このような唯一性を基盤とする社会のありかたについて考察しよう。

第三節 唯一性を起点とした社会性

唯一者たちに対する「責任」に基づく関係性にあっては、自己を含む万人が等しい意味で唯一者となるのではなく、自己と他者とは異なる立場で、すなわち、責任を負う者と愛される者という立場でそれぞれ唯一的なものとなるのであった。レヴィナスは、この非対称な関係性を兄弟関係／友愛 (fraternité) と呼んでいる。この語はいかなる社会像を表現しているのだろうか。この表現を用いる際にしばしば取り上げられるのは、神が「あなたの兄弟はどこか」と問い合わせたときに、弟殺しの罪に問われたカインが答えた「私は兄弟の番人でしょうか」(Gen.4:9) という言葉である。

対談「哲学、正義、愛」では、このカインの言葉には「私は私で彼は彼である、という「存在論」はあるが、ただ「倫理」だけが欠けている」(EN129) と言われている。このことから浮き彫りになるのは、レビィナスが語る兄弟関係としての「倫理」が、各人が存在論的に平等な個体として共存しているという事実に基づいているわけではないということである(AE24)。むしろここで兄弟関係という語は、異邦人が「兄弟」であるような社会性、すなわち、存在論的には彼に対していかなる負債も負っていないような他人に対して、彼を守護すべき者として関わるような関係性を指しているといえる。

このように、レビィナスが掲げる社会性の理念は、「還元不可能な他者」(EN214) であるかぎりで唯一者である他人たちに対して「責任」を負う、唯一者「私」を起点に成立するものである。各人の同等性にもとづく市民社会においては、自己の権利と他者への義務は同等である。しかしこのような非対称な「倫理」的展望においては、他人よりも自己を優先するとき、つねに「私」は道徳的に責められるべき立場に身を置くことになる。つまり唯一者「私」からひらかれる社会性は、唯一者が自らの法的義務を超えてあらゆる他の人間たちの唯一性を尊重する「倫理」として実現するのである。それゆえレビィナスは、類への所属や相似性、契約による孤立した個人の並列集合としての社会によって実現されるのは「単なる安全と攻撃の不在」(EN214) としての平和であるのに対し、こうした社会のうちで実現されるのは「倫理の平和」(EN215) であると述べているものと思われる。

社会性の基盤はここで、等しい者同士の一致ではなく、唯一者から「唯一的他者」(EN214) への超越運動に存している。この社会性は、唯一者「私」の「責任」、あるいは「愛」の上にのみうちたてられるために、自他のあいだの隔たりを解消して一つの全体を形作ることが出来ず、多数性を保ち続けると考えられる。それゆえ、類や身分によって「われわれ」と言いうるような集団は形成されないことになろう。このように、個人

という単位ではなく唯一性という様態を起点とすることで、レヴィナスは、排他的枠組みによらず、人々が隔たりを超えて結びつくような社会を構想している。ここには、自他の一致としてではなく、多数者の交わりとして社会性を捉えるレヴィナス独自の視点があるように思われる。

一方、こうした構造ゆえに、レヴィナスの社会性論は倫理学においては扱いづらいものとなる。というのも、レヴィナスが描き出すのは、全体として一挙に視野に収めることのできない多元的構造のうちに配置された、質の異なる唯一者のあいだの社会性だからである。通常われわれの国家やその法にあっては、自他はその共通項によって同類の者、ないし相似した者として同一平面に位置づけられ、同等の資格を与えられている。「人間なるもの」や「社会なるもの」について学問的に語る倫理学もまた、「個人」といった普遍的概念なしにはそもそも成立しない。その意味で、レヴィナスの示すこの「社会性」概念は、より善い社会を築くための原理や理念を提供するものではないようにも思われる。

確かに、人格概念でも自我概念でもでもなく、一切の共通項を剥ぎ取られた唯一者を軸にレヴィナスが語りだす社会性論は、一般化に耐えうるものではないし、万事に適用することもできない。しかし、各人が共属するような社会の概念とは別のものとして語られるこうした社会性が、現実の人間社会と無縁であるとは必ずしも言い切れない。というのも、予め独立した自由な個人として各人を捉えるときには、社会生活の根底にある「隣人に対する義務」が生じる理由を、十分に説明しえないようにも思われるからである。むしろ、相互的義務の範囲を超えて他人たちに対する「責任」を負ってしまうという発想のうちには、われわれの倫理学や社会哲学の根底に見出されるべき、人間の「根源的社會性」(EN215)についての考察が含まれていると考えられる。

ところで、血縁関係や地域に根付いた共同体の解体が進む現代社会にあって、排他主義の危険を克服しつつ人間たちの結びつきを再考することは、至急の倫理学的課題となっている。そのなかで、各人をその共通性へ

と還元することなく、類を超越する唯一者として捉えるレヴィナスの発想は、意義を増しているように思われる。これまでに見てきたように、唯一的他者への関わりに即して自己の唯一性を規定するレヴィナスの試みは、人間的社會のありかたを、同型の孤立的個人の集合体としてではなく、他人たちへの関わりの具体性のうちで構想するものであった。レヴィナスの議論にあっては、西欧ヒューマニズムの伝統において重要な位置を占めていた人格概念に代わって、唯一性概念が「人間なるもの」(l'humain)を規定している。仮面の意味を含みもつ人格概念にもとづく人称性(personnalité)が、各人のあいだの公平な関係性を指す語であるとすれば、唯一性は、そうした共通の仮面を剥ぎ取られた唯一者のあいだの関係性を表現していると言ってもよい。この発想は、存在論的人間理解とは異なる人間主義的社會論の可能性を示唆するものであるように思われる。

さて最後に、このように「倫理なるもの」や「社會なるもの」の端緒を告げる「人間なるもの」として語られる唯一者の社會性が、いかにして「正義」を基盤とする公平な社會の構築へと向かうのか、という問題に触れておきたい。レヴィナスは、各人を同等に扱う公平性の原理においては、他人の唯一性は「人類に属する一個体の特殊性」(EN216)に還元されてしまうと考えていた。なぜなら、個人の権利が護られる相互的な社會においては、他人はその唯一性である「他性」からではなく、自己との共通項や類似性によって他の人間ないし他我として捉えられるからである。しかしレヴィナスによれば、唯一者たちの社會性は、必然的にこの相互的社會へと移行せざるをえない。なぜなら、他人の「顔」との關係の傍らにある「第三者」が、唯一者への「責任」の非対称性を矯正して、各人の間の公平性、即ち「正義」を要請するからである (AE246)。

このように、レヴィナスは、他人との出会いにはつねに公平な分配の問題を提起する第三者 (le tiers) が居合わせており、そこから「正義」の觀点が生じると主張している。しかし、そもそも「責任」は、それぞれが「顔」として輝き出る複数の唯一者たちに対して課せられていたはずであ

る。これまでにみてきたように、レビィナスの議論は、一対一の関係としての「倫理」と複数者の関係としての「政治」の矛盾といった図式化には馴染まない、より複雑な構造をとるものであった。先の議論によれば、自我主体には担いきれないほどにその重さを増す他人たちのための／代わりの「責任」は、自らの可能性を限定して有限責任のみを担おうとする自我主体の意志に反して課せられ、そうした自我の自己同一性を崩壊させるものであった。この「責任」の動態のうちで唯一者「私」が誕生する限りにおいて、複数の他人とのあいだの社会性はすでに成立していることになる。この意味で、「正義」の観点は、「責任」を複数の他人たちへと分散させるために生じるのではないと考えられる。

むしろ唯一者は、あらゆる他人に対する「責任」を負っているからこそ、他人たちのあいだで生じる犯罪を裁くために、「正義」を要請せねばならなくなるように思われる。問題となるのは、二人きりの対面の外部にいる第三者ではなく、ひとりの他人のうちなる「顔」と「第三者」のあいだの奇妙な曖昧さではないだろうか。というのも、レビィナスの議論によれば、他人たちは、「責任」あるいは「愛」においては比較不可能な唯一的他者としてその「顔」をみせるが、個人としては、人格の仮面をまとめて他の人々と同等の資格で立ち現れるからである。この点に関する印象深い発言を、対談「他者、ユートピア、正義」から引用しよう。

「私」は、まさに他者と第三者に対して責任を負うがゆえに、彼らの相互作用に無関心であり続けることは出来ない。そして一方に対する慈愛 (*charité*) のうちにあっても、他方に対する私の愛 (*amour*) から解放されることはない。私は各々の「顔」が表現する各人の比較不能な唯一性にのみ留まってはいられない。諸々の唯一的な単独性の背後に、類に属する諸個人を垣間見、それらを比較し、裁き、糾弾せねばならない。個体的なものと唯一的なもの、人称的なものと絶対的なもの、仮面と顔の微妙な曖昧さ。ここに避け難い「正義」の時

がある。しかし慈愛そのものがこの「正義」の時を要請するのである。
(EN259)

「正義」の時が要請されねばならない状況は、具体的に、唯一者 A に対してなされた害悪に関わっていた、もう一人の唯一者 B の処遇の問題として考えられる。犯罪が「私」に対してなされたのであれば、その罪を代わりに担い、加害者 B を赦すこともできよう。しかしこの場合、「私」は被害者 A に対しても「責任」を負っている。B の罪が不間に付されるとすれば、A が被った危害の重大さが軽視されてしまい、A の苦しみの切実さに対し敬意が払われていないように思われる。とはいっても A への「愛」に基づいて B に報復することもできない。なぜなら「私」は、加害者 B に対しても、「慈愛」でもって応じる「責任」を負っているからである。

以上のような葛藤のうちで、Aに対するBの罪の地位の問題が浮上してくるように思われる。BはAに対していかなる罪を犯したのだろうか。この問い合わせによって、他人たちも互いに対してあらゆる他人に関する「責任」を負っているということに注意が向けられることになる。つまり、兄弟関係は「私」とあらゆる他人たちのあいだで結ばれているだけではなく、他人たちのあいだでも結ばれているのである^{vi}。このことから、「私」にはAに対するBの罪を赦すことはできないということが明らかになる。Bは、唯一者Aに対する「責任」を負っていながら彼を傷つけたのであるから、A自身がBの罪を許さないかぎり、その罪は償われないのである。では「私」は、何もできずにただ傍観しているしかないのだろうか。そうではない。ドストエフスキイを引用しつつ、レヴィナスは繰り返し、誰もが誰もに対して責があるとしても、誰よりも重い責があるのはこの「私」であると語っている(EN125 他)。この最も重い「責任」によって、「私」には、他人たちのあいだで生じる犯罪についても応答せねばならないという課題が課せられている。それゆえ、AB双方が人格として尊重され、互い

に権利と義務を有する同等の個人として裁かれる公平さの原理が、「私」自身の手によって要請されねばならないのである。唯一者「私」の「正義」は、こうした葛藤のうちで萌してくるものであると考えられる。

結語に代えて

本稿で見たように、レビィナスにおいて唯一性は、他の人から異なっているという形式的差異として各人に認められる個性や、人格の普遍的価値や自我の構造といった各自の特性とは別のものとして考えられている。それによれば、他人が唯一かけがえなき者であるのは、絶対不可侵なるその「他性」において尊重され、愛されることによってであり、自己は、この唯一的他人に対する無限責任に任命された代わりのきかない者であるかぎりで、唯一者となる。つまり、人間自身の価値によって各々が唯一的なのではなく、他人たちへの関わりである「倫理」によってはじめて、ひとりひとりが唯一者でありうる可能性が拓かれるのである。こうした議論を通じて、レビィナスは、人間であるとはいかなることかを問いただし、人間的社会のありかたを、唯一者としての他人に唯一者として関わるという関係性のうちに見いだしていた。この洞察は、人間の主体性にあっては自我の自由よりも他人への「倫理的責任」の方が根源的であるとする、レビィナス独特の人間主義思想の根幹をなしている。

本稿では、「倫理」という語が表現していると思われる唯一者間の交わりに焦点を絞って考察してきたため、それ以上に意味内容上の大きな変化を被った「正義」概念については十分な紙幅を割いて論じることはできなかった。しかしうまでもなく、「正義」はレビィナス研究史上絶えず問題化されてきた主題であり、この点についても一言触れておかねばなるまい。「正義」の問題を論じるにあたっても、「責任」の過剰形態をとるこの唯一者の社会性ゆえに「正義」が要請されるという点に、常に立ち戻る必要があるようと思われる。既存の国家とその法を支える公平性の理念とし

ての普遍的正義から遡って、その起源にあるものとして個別者同士の出会いを考えるときには、普遍者と個別者の対応関係ゆえに、暗黙裡に特定の国家に属する個人が想定されてしまい、「倫理」はいわば政治利用されてしまうからである。実際、現存する一国家の問題として語られるとき、「正義」を巡るレヴィナスの言説は、「倫理」に一定の限定を課しその発想を無効化するにとどまらず、既存の国家権力を正当化する暴力性を孕むものと化している。例えば、本稿で扱った諸論稿と同時期の 80 年代、レヴィナスはイスラエルに関する数々の「問題発言」を残しているが、とりわけパレスチナ難民キャンプでの虐殺事件の直後に行われた対談で、隣人のための「防衛」は必要であり、そのための軍事的国家が要請されるべきだと述べたことについては、これまで様々な批判が向けられてきた^{vii}。「正義」の問題そのものを問い合わせることは本稿の課題を超えるため立ち入らないが、問題は、「イスラエルと諸国民を貫いた普遍的正義」を志向しながらも、「隣人愛の倫理」の内部にある種の「政治的線引き」を行って、イスラエルという具体的な一国家を承認するレヴィナスの二重の身ぶりにある（馬場[2012] 395）。「倫理」にもとづいて要請されるべき「正義」を、パレスチナ難民を生み出す軍事力によってこの地上に場を占めるイスラエル国家と重ねて語りだすことで、レヴィナスの正義論は、特定の国家権力を例外的に正当化する言説と化してしまっているのである。

本稿で見てきたように、多元的で複合的な人間的秩序としての唯一者の社会性は、論理矛盾を犯さずしては語りえないものであり、唯一者「私」を起点としてしか拓かれえないものである。そのため、こうした「倫理」ないし社会性が、法と「政治」の次元にいかに反映されうるのか、その道筋を見通すことは非常に困難である。自国民の唯一性の尊重を起点に成立するものとして、自らの軍事力の法的妥当性を正当化する国家の「普遍的正義」が、等しく唯一者である異邦人たちの権利を損なっていないと果たして言いうるだろうか。先に見たようなレヴィナスの姿勢は、この問い合わせに否定的に答える十分な理由を提供しているように思われる。但し、

人類への帰属や、自己関係を持つという構造の類似ではなく、唯一的他者に対する「責任」こそが人間的・社会の条件である、とするレヴィナスの洞察は、少なくとも、排他的原理によって共同体を護ろうとするわれわれの傾向への警鐘とはなりうるものであると言えよう。20世紀における全体主義の暴力や、21世紀に入ってなお台頭する排外主義に見られるように、われわれは、他者に対し排他的になることでますます強固に結びつき合う社会や共同体を築いてきた歴史を背負っている。その記憶があるからこそ、人間的な社会とは何かを根底的に問い直すレヴィナスの思想が、今なお意義を持つのではないだろうか。

(むらかみ・あきこ 慶應義塾大学大学院文学研究科・特別研究員 DC)

*主要テキストは以下の略号を使用。引用に際しては各種邦訳を参考し拙訳を示す。
仏語原文のイタリック部分の翻訳には下線を付し、引用文中の中略は（…）、訳者の補足は{}で記す。

AE : Emmanuel Lévinas, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Kluwer Academic, 1^{ère} en 1974, 5^e en 1978, Barcelone ; **DVI** : - , «*Questions et réponses*» [1977], dans *De Dieu qui vient à l'idée*, Vrin, 2^e en 1982, Paris ; **EN** : - , «*De l'Unicité*» [1986], pp.209-217, «*Philosophie, Justice et Amour*» [1982], pp.121-139, «*L'Autre, Utopie et Justice*» [1988], pp.253-264, «*le Moi et la Totalité*» [1954], pp. 25-52, dans *Entre nous -Essais sur le penser-à-l'autre-*, Grasset & Fasquelle, 1^{ère} en 1991, Paris ; **HA** : - , «*Préface*» [1972], pp.11-16, «*Humanisme et an-archie*» [1968], pp.66-82, dans *Humanisme de l'autre homme*, Fata Morgana, 1972, Montpellier ; **SZ** : Martin Heidegger, *Sein und Zeit* [1927], Max Niemeyer Verlag, 2006, Tübingen ; **CM** : Edmund Husserl, *Cartesianische Meditationen und Pariser Vorträge*, Husserliana Bd.1, Herausgegeben und eingeleitet von S. Strasser, Martinus Nijhoff, 1^{ère} en 1950, Haag.

*執筆にあたって参照した文献中、未引用の主な著作・論文は以下の通り。

Gérard Bailhache, *Le sujet chez Emmanuel Levinas: fragilité et subjectivité*, P.U.F, 1994, Paris ; Rodolphe Calin, *Levinas et l'exception du soi*, P.U.F, 2005, Paris ; Fabio Ciaramelli, «*Lévinas et la "séparation liante de la société"*». Pour une phénoménologie de la socialisation», dans *Emmanuel Levinas, Phénoménologie, éthique, esthétique et*

herméneutique, Éditeur Le Cercle Herméneutique, 2007, Argenteuil ; Didier Franck, *L'un-pour-l'autre: Levinas et la signification*, P.U.F, 2008, Paris ; Paul Ricoeur, «Individu et identité», dans *Sur l'individu*, Editions du Seuil, 1987.

ⁱ 本稿は、2010年10月10日の日本倫理学会での口頭発表「レヴィナスにおける自己の唯一性を起点とした社会論について」の内容を大幅に修正したものである。発表時及びその後に貴重なご意見を賜った方々に深謝いたします。

ⁱⁱ デリダの批判はこうした変化の一契機となっていたといわれるが、紙幅の制限もありこの点については別の機会に論じたい (Jacques Derrida, «Violence et métaphysique: essai sur la pensée d'Emmanuel Levinas», dans *L'écriture et La différence*, Editions du Seuil, 1967, 219)。

ⁱⁱⁱ *unicité* の語が最も多く使われるのは『存在の彼方へ』で44回、次いで『われわれのあいだで』で42回、『外の主体』では31回、『全体性と無限』で26回ある (Christian Ciocan et Georges Hansel, *Levinas Concordance*, Springer, 2005, Dordrecht, 836.)。

^{iv} 1954年の「自我と全体性」においてレヴィナスは、愛にもとづく間主観的関係は社会性の否定であると述べている (EN33)。

^v この解釈は、「聖書の全体を聖句のコンテクストにするとき、初めて聖句はその意味の全てを響かせる」とする「終わりなき注解」(DVI144)という発想に則っている。レヴィナスにとっては「他者は私に優先する」という発想が聖書全体を貫く文脈であるため、この聖句についても最後の *kamokha* を先立つすべての語にかけて読むべきであるという。新共同訳は「自分自身を愛するように隣人を愛しなさい」である。

^{vi} 「他人は直ちに他の全ての人間たちと兄弟である。私にとり憑く隣人は、比較不可能なものであると同時に、すでに比較可能なものである。唯一的「顔」であると同時に、まさしく正義の気遣いのうちで可視的なものとなる「顔」たちとの関係のうちにある。」(AE246)

^{vii} 諸事情を総括し既出の批判を要約した馬場智一『倫理の他者：レヴィナスにおける異教概念』(以下馬場[2012])、勁草書房、2012年、東京、p.392-398 参照。